

全失連第 250054
2014 年 12 月 12 日

法務大臣上川陽子様

特定非営利活動法人日本失語症協議会
(旧全国失語症友の会連合会)
理事長 八島 三男

裁判員制度と
失語症者の人権保障と情報保障の要望について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、私ども失語症者の福祉の向上に御理解御高配を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、今般お願いいたしますのは、2009 年より始まりました裁判員制度に関するご質問と、失語症のある者が裁判に臨んだ場合の情報保障と意思疎通支援方法の御要望をさせていただきます。

現在のコミュニケーション障害者の情報保障は、手話、要約筆記と明記されておりますが、失語症のあるものに限ります手話や一般的な要約筆記はその用をなしません。

失語症と申しますのは、脳卒中や脳外傷、脳炎等により、脳の言語野を損傷し言葉を話す事、書く事、読む事、聞いて理解する事、計算する事が困難になる障害です。認知度の低下はありませんので、判断力・記憶力は保たれております。

このように情報弱者である失語症者の情報保障に関しましては、私ども失語症協議会としましては、「失語症者向け要約筆記者」の養成と普及を目指しておりますが、まだ実現に至ってはおりません。更に、裁判等人権にかかわる案件について、失語症者の口頭による発言や、陳述に関しましてはその手段がなく、失語症者をよく知る援助者の援助が必要ですが、そのような援助者を認めていただくことが出来ず、裁判での証言ができなかったり、陳述書が採用されないという、人権侵害とも思われる由々しき事態が起きており、当会には失語症車や家族から多くの相談が寄せられております。当会としては、このような現状に関して緊急に実態調査をしていただき、失語症者の置かれている現状を公に明らかにしていただくことを強く望んでおります。

失語症のある方の人権が正しく守られ、保障されるためには、聴覚障害者に手話や要約筆記が認められているのと同様に、失語症者が選任する意思疎通支援

者の配置を保障していただく制度を一刻も早く設立していただけますよう、御理解とご配慮を賜りますことを、下記の通りお願いいたします。

記

- 1、 失語症者が裁判員の候補者として呼び出しをうけ選任の面接の際、また、裁判の原告、被告となった場合の情報保障・意思疎通保障制度の確立
- 2、 失語症者の情報保障をする者の養成と派遣の保障
- 3、 失語症者が裁判（裁判員・原告・被告）に臨む際の、意思疎通支援者の配置

以上

〒203-0014
東京都東久留米市東本町 5-25
特定非営利活動法人日本失語症協議会
事務局長・副理事長 園田尚美
電話 042-420-9427 fax042-420-9428
e-mail:sonoda@japc.info